

いばらき消費生活 メールマガジン

2024年12月27日219号

1. はい！相談室です

「そのメール、フィッシングメールかもしれません」

2. 帰省の際は高齢者の身の回りに変化がないか確認しましょう！

3. 1月から「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施します

1. はい！相談室です

「そのメール、フィッシングメールかもしれません」

【相談事例】

<事例 1>

宅配業者を騙ったメールが届いたが、当時、実際に荷物の受け取り予定があったので信じてしまい、「再配達を希望する」との項目をタップして氏名、住所、電話番号、メールアドレスを入力したのち「再配達料が発生します。」と書かれていたので、クレジットカード情報を入力してしまった。

<事例 2>

自分が利用している銀行からメールが届いた。利用制限を告げる内容やリンク先の URL が記載されていたので URL をタップし、本物の画面と思い契約者番号、パスワードを入力した。その後、銀行の A T M の残金が 0 円になっていて驚いた。

【消費者へのアドバイス】

日頃利用している事業者や公的機関などからの SMS やメールを見る時でも、まずフィッシング詐欺を疑い、記載されているリンクにはアクセスせず、以下の点を心がけましょう。

- ①事前にブックマークした正規のサイトや、正規のアプリからアクセスする。
- ②ID・パスワードの使い回しはやめる。
- ③クレジットカードやキャリア決済、インターネットバンキングの利用明細はこまめに確認する。
- ④利用限度額を確認し、必要最低限の金額に設定する。

もし、フィッシングサイトに情報を入力してしまったらすぐに以下の対応をしましょう。

○クレジットカード会社や金融機関に連絡する。

○同じ I D・パスワード等を使いまわしているサービスを含め、すぐに変更する。

不安に思った場合やトラブルになった場合は早めに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

※消費者ホットライン 局番なし「188（いやや!）」番

〈参考資料〉

○独立行政法人国民生活センター [2024 年 11 月 19 日:公表]

そのメール、フィッシング詐欺！

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20241119_2.html

.....

